

之に依て日佛印間貿易決済の圓滑なる運営が期待されることになつた。此の場合米弗が依然として介在することになつてゐたが、昭和十六年十二月八日太平洋戦争の勃發により、既に國際通貨としての價値を喪失しつゝあつた米弗を驅逐し、此の決済制度は圓錠通貨の流通を根幹とする東亞の計画的決済機構として發展せんとした。

第四 以上の條約協定以外の取極

(1) 日本商社の組合加入問題

從來實績あるもの數社を除き佛印輸出入組合への日本商社加入は不可能であつたが、今回原則的に新規加入及割當が承認されることとなつた。

但し輸出組合に付ては、佛印では米其の他許可制によるもの以外は輸出を統制して居らぬので輸出組合加入の問題は重要でない。

(2) 日本資本の參加問題

佛印に於ける農、鑛、水力利權に對する日本資本の參加は、從來極めて排他的な規定によつて阻止されてゐたが、今回は之を相當緩和し日佛資本合辦の形式によつて日本の企業參加を認めた。

(3) 佛印に於ける日本人學校の開設問題

日本人子弟の教育に國民學校の開設を認めた。將來の邦人進出、移民政策上に於ける之が意義は茲に多言を要しない。

(4) 定期經濟會議の開催

將來の日佛印間一般經濟問題に關する諮問機關として、雙方の官民合同による委員會を設け、佛印の資源開發、鐵道敷設、企業新設、資本投下等に付て政府に参考意見を具申する。

第十節 米國との通商交渉

第一款 米國一般經濟情勢

米國は第一次歐洲大戰中其の豊富なる物資を高價を以て歐洲諸國に輸出するを得、又大戰中及其後に於て歐洲諸國の疲弊に乘じ中南米及亞細亞諸國方面に經濟力を發展するを得、大正四年乃至昭和三年(一九一五—二八)年に至る十四ヶ年間に於て二百六十五億六千九百萬舊米金弗、即ち年平均額十六億六千百萬弗の巨額に上る輸出超過を見、昭和六年以後は昭和十二年に至る七ヶ年の間の世界不況期に於ては英國等に於ける金本位崩壊等の影響を受け輸出超過年平均額は二億二百萬弗に減少せしも、昭和十三年より十五年に至る三ヶ年間は第二次歐洲大戰の勃發による歐洲諸國等への諸物資の輸出増加の爲め年平均輸出超過額は六億六千三百萬弗の多きに及んだ。斯く米國は歐洲大戰の結果として植民地時代より歐洲諸國に對して負ひ居たる巨額の對外債務を決済し、却て諸外國に對し債權者の地位に立つこととなつた。加之大戰中及昭和四年以後の世界不況期に於ては米國より歐洲諸國に對する遊覽客激減し、且つ大戰後諸外國よりの移民の入國を制限せし爲め米國より諸外國に對する移民送金額も亦激減せる爲め、大正七年より昭和八年に至る間に於ける差引正貨入超額は十一億八千三百萬弗に及び(大正十三年より昭和三年に至る期間は歐洲に於ける復興資金の爲め二億六千百萬弗の出超を示せしも、昭和四年乃至六年の三ヶ年間は歐洲經濟界不安の爲め再び入超に轉じ五億六千八百萬弗の入超を示したが、昭和七八兩年には弗貨切下げを氣構へ當時に於ける金本位維持國たる佛蘭西等へ金の流出を見たる爲め正貨の輸出超過額五億七千二百萬弗に及んだ)、更に昭和九年弗貨切下後に於て米國は世界に於ける金の保管所たるが如き現象を生じ、昭和十三年第二次歐洲大戰の勃發後は益々其の勢ひを増し、昭和九年より

同十四年に至る累計金流入超過額は百二十億八千九百萬弗の巨額に及んだ。斯くて米國中央銀行正貨保有額は昭和十五年に於て百三十一億七千百萬弗の巨額となり、之を第一次歐洲大戰前の大正二年に於ける正貨保有額十九億二千四百萬弗に比すれば約七十倍の多きに上つた勘定である。又世界に於ける全金保有額の八割以上は米國に吸收されることがとなつた勘定である。蓋し斯くの如く世界全金保有額が米國に吸收されるに至りたる所以は一面米國に於て昭和四年恐慌後歐洲大陸その他に對する投資を中止するに至りたるのみならず、昭和五年六月十七日「スムート・ホーレイ」關稅法を成立せしめ、諸外國よりの輸入を抑制する外、外國への遊覽客、入國移民の減少により國際貸借上の借款激減せるに反し、他面米國よりは國內景氣の不況救濟策として穀類、棉花、鐵鋼類等に對し種々の獎勵方法を講じ、輸出増進を計りたるが爲めである。尤も昭和十三年以後に於ける巨額の金流入は第二次歐洲大戰を機構へ米國が金の避難所となりたる一時的現象と言はざるを得ない。

第八十三表 米國貿易累年比較表

備考

一、米國商務省統計、國際聯盟統計、東洋經濟年鑑及ダイヤモンド年鑑より作成す。

二、單位百萬弗は貨物に付ては一切舊米金弗に換算（括弧内は換算前のもの）し、正貨に付ては其儘之を記載す。舊米金一弗は純金量一・五〇四六三グラム、之を一九三四年一月三十一日より〇・八八八六七即ち舊平價の百六十九分の百に切下ぐ。

三、英磅の純金量は七・三二三八グラム、即ち一磅の平價は舊米金弗四弗八六七に相當するも英國は一九二五年四月二十八日金本位復活、次いで一九三一年九月十八日金本位再離脱す。

四、對英磅為替相場は一九三六年迄は年平均とし、括弧内は公定相場とす。

年	次	輸入額	輸出額	輸出入差額	正貨輸出入差額	對英磅為替相場 (一九一四年)
一九一三年	一、七九三	二、四四八	(出超)	六五五	(出超)	四・九〇五四
一九一四年	二、一〇九	一、九三一	一、九三一	(出超)	七三	
一九一五年	一、九三二	一、九三二	一、九三二	(出超)	一、九三二	
一九一六年	一、九三三	一、九三三	一、九三三	(出超)	一、九三三	
一九一七年	一、九三四	一、九三四	一、九三四	(出超)	一、九三四	
一九一八年	一、九三五	一、九三五	一、九三五	(出超)	一、九三五	
一九一九年	一、九三六	一、九三六	一、九三六	(出超)	一、九三六	
一九二〇年	一、九三七	一、九三七	一、九三七	(出超)	一、九三七	
一九二一年	一、九三八	一、九三八	一、九三八	(出超)	一、九三八	
一九二二年	一、九三九	一、九三九	一、九三九	(出超)	一、九三九	
一九二三年	一、九四〇	一、九四〇	一、九四〇	(出超)	一、九四〇	
一九二四年	一、九四一	一、九四一	一、九四一	(出超)	一、九四一	
一九二五年	一、九四二	一、九四二	一、九四二	(出超)	一、九四二	
一九二六年	一、九四三	一、九四三	一、九四三	(出超)	一、九四三	
一九二七年	一、九四四	一、九四四	一、九四四	(出超)	一、九四四	
一九二八年	一、九四五	一、九四五	一、九四五	(出超)	一、九四五	
一九二九年	一、九五〇	一、九五〇	一、九五〇	(出超)	一、九五〇	
一九三〇年	一、九五五	一、九五五	一、九五五	(出超)	一、九五五	
一九三一年	一、九五九	一、九五九	一、九五九	(出超)	一、九五九	
一九三二年	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	(出超)	一、九六〇	
一九三三年	一、九六一	一、九六一	一、九六一	(出超)	一、九六一	
一九三四年	一、九六二	一、九六二	一、九六二	(出超)	一、九六二	
一九三五年	一、九六三	一、九六三	一、九六三	(出超)	一、九六三	
一九三六年	一、九六四	一、九六四	一、九六四	(出超)	一、九六四	
一九三七年	一、九六五	一、九六五	一、九六五	(出超)	一、九六五	
一九三八年	一、九六六	一、九六六	一、九六六	(出超)	一、九六六	
一九三九年	一、九六七	一、九六七	一、九六七	(出超)	一、九六七	
一九四〇年	一、九六八	一、九六八	一、九六八	(出超)	一、九六八	
一九四一年	一、九六九	一、九六九	一、九六九	(出超)	一、九六九	
一九四二年	一、九七〇	一、九七〇	一、九七〇	(出超)	一、九七〇	
一九四三年	一、九七一	一、九七一	一、九七一	(出超)	一、九七一	
一九四四年	一、九七二	一、九七二	一、九七二	(出超)	一、九七二	
一九四五年	一、九七三	一、九七三	一、九七三	(出超)	一、九七三	
一九四六年	一、九七四	一、九七四	一、九七四	(出超)	一、九七四	
一九四七年	一、九七五	一、九七五	一、九七五	(出超)	一、九七五	
一九四八年	一、九七六	一、九七六	一、九七六	(出超)	一、九七六	
一九四九年	一、九七七	一、九七七	一、九七七	(出超)	一、九七七	
一九五〇年	一、九七八	一、九七八	一、九七八	(出超)	一、九七八	
一九五一年	一、九七八	一、九七八	一、九七八	(出超)	一、九七八	
一九五二年	一、九八〇	一、九八〇	一、九八〇	(出超)	一、九八〇	
一九五三年	一、九八一	一、九八一	一、九八一	(出超)	一、九八一	
一九五四年	一、九八二	一、九八二	一、九八二	(出超)	一、九八二	
一九五五年	一、九八三	一、九八三	一、九八三	(出超)	一、九八三	
一九五六年	一、九八四	一、九八四	一、九八四	(出超)	一、九八四	
一九五七年	一、九八五	一、九八五	一、九八五	(出超)	一、九八五	
一九五八年	一、九八六	一、九八六	一、九八六	(出超)	一、九八六	
一九五九年	一、九八七	一、九八七	一、九八七	(出超)	一、九八七	
一九五〇年	一、九八八	一、九八八	一、九八八	(出超)	一、九八八	
一九五一年	一、九八九	一、九八九	一、九八九	(出超)	一、九八九	
一九五二年	一、九九〇	一、九九〇	一、九九〇	(出超)	一、九九〇	
一九五三年	一、九九一	一、九九一	一、九九一	(出超)	一、九九一	
一九五四年	一、九九二	一、九九二	一、九九二	(出超)	一、九九二	
一九五五年	一、九九三	一、九九三	一、九九三	(出超)	一、九九三	
一九五六年	一、九九四	一、九九四	一、九九四	(出超)	一、九九四	
一九五七年	一、九九五	一、九九五	一、九九五	(出超)	一、九九五	
一九五八年	一、九九六	一、九九六	一、九九六	(出超)	一、九九六	
一九五九年	一、九九七	一、九九七	一、九九七	(出超)	一、九九七	
一九五〇年	一、九九八	一、九九八	一、九九八	(出超)	一、九九八	
一九五一年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五二年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五三年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五四年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五五年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五六年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五七年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五八年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五九年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五〇年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五一年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五二年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五三年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五四年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五五年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五六年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五七年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五八年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五九年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五〇年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五一年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五二年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五三年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五四年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五五年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五六年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五七年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五八年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五九年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五〇年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五一年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五二年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五三年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五四年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五五年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五六年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五七年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五八年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五九年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五〇年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五一年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五二年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五三年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五四年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	
一九五五年	一、九九九	一、九九九	一、九九九	(出超)	一、九九九	</

二　単位は米金舊百萬弗に換算す。

年次	米	英	佛	獨	蘇	日	世界全體
一九一三年	一九四	一七〇	七三七	二九一	一八七	一七〇	一
一九一四年	一八一六	四二八	八〇三	五一四	一	一〇一九	一
一九一九年	二七八八	五八三	一〇七七	二六五	一	一	一
一九二九年	三九〇〇	七二〇	一六三一	五六〇	一四五	五四二	一〇、三九八
一九三三年	(三七・五%) 四〇一	九二八	三〇一五	一〇九	四六	一一一	一一〇、四二
一九三七年	(三七・三%) 七五三六	一五八八	一五一六	二一七	一五四	一三、七七〇	
一九三九年十二月	(六七・五%) 一〇四二〇	一	一六〇〇	一七	一	一五四	
一九四〇六年	(八一・七八九〇) (八一・八%)	一	一	一七	一	一四、三九二	
一九四一年十二月	(九一・三%)	一	一	一	一	一九七	
一九四一年一月	(九一・一七一)	一	一	一	一	一四、四三一	

而して昭和四年恐慌後は米國諸銀行に於て過去の苦き経験に鑑み資金の貸出しを抑制せしに付米國に於ける物價水準は右巨額の金流入に拘らず大戰後は下落を重ねることとなつた。即ち其の物價指數は大正二年一〇〇のものが、大正九年には一旦二二一に昇騰せしも、其後は漸落、昭和四年に於ては一三四となり、昭和八年には九五に暴落した。茲に於て昭和九年「ルーズヴェルト」大統領の就任後同大統領は所謂「ニュー・ディール」の下に物價引上げの爲め諸般の政策を採用した。其の主なるものは對内的には昭和八年五月十二日農業救濟法及六月十六日産業復興法を制定し、巨額の資金を放出して農工產物の價格の維持及失業者の救濟防止に努め、金融方面には昭和八年六月成立米國議會の共同決議に遵ひ昭和九年一月三十一日を以て米舊弗を其の百六十九分の百、即ち四〇、九四%に引下げた。即ち爾後金の買入價格を「一・オンス」に付三五弗と爲した。其の目的たるや英吉利、日本等に於ける爲替下落に對應せんと試みたるものにして、右弗貨の引下げにより是等通貨下落諸國よりの輸入を制限すると共に第三國市場に於ける米國產品の競爭力を増進するに在つた。尙米國に於ては銀價の騰貴を計る爲め昭和九年六月十九日の法律を以て聯邦準備銀行に對し其の準備金の二五%迄金に代へ銀を以てすることを許し、八月九日の法律を以て銀買入法により銀買上値段を一・オンス五〇仙〇一に引上げた。

更に米國に於ては如上國內諸政策と併行して米國輸出貿易増進の目的を以て昭和九年六月十二日有效期限を三ヶ年とする所謂「ハル」互惠關稅法を公布した。同互惠關稅法に於ては大統領に對し米國輸出貿易増進の爲め必要なりと認めらるゝ場合には國定關稅より五割引の範圍内に於て外國との間に互惠關稅協定を締結し得べき權限を附與し、右互惠協定は曾て玖瑪、加奈陀等と締結せる互惠條約と異り、上院の協賛を経ることなく直ちに實施し得べきものとし、又是等互惠協定による關稅率の輕減も最惠國條款により他の條約國全部に無條件に均霑せしむることとした。其後米國は右互惠關稅法の下にブラジル、ハイチ、コロンビア、加奈陀、ホンジュラス、ニカラガ及グアテマラの南米諸國及白耳義、瑞典、和蘭、瑞西、佛蘭西及フインランドとの歐洲諸國との間に互惠協定を締結し得、締約國相互產物の對手國への輸入に對し、關稅率の輕減及輸入割當制の緩和等通商障害の撤廢に付規定するところがあつた。如上米國が締結し得たる互惠協定の數は總數十五個の多きに及び、約三百五十品目に付協定稅目を定めたと發表せられ、「ハル」國務長官は右により彼の主張する通商自由主義を世界各國に對し擴及し得たりと自畫自讚した。併し實際問題としては然らず、右諸互惠協定は特に高率なる昭和五年制定の「スムート」關稅法を基礎としての輕減であり、又米國に於ては大正十一年以來の新政策として無條件最惠國主義を採用するに至りたりとは言へ是等諸互惠協定の結果

關稅輕減の行はれたる貨物は専ら協定對手國より輸入の特產品とも云ふべき貨物が選定せられたるが故に、協定外の諸國は最惠國條款により稅率輕減の利益に均霑する程度は甚だ僅少であつた。從て一般米國關稅輕減の點より見るときは大正二年民主黨時代に制定を見たる「アンダーウッド」關稅法の方が一般輸入貿易に採り寧ろ有利であつた。現に「ヘル」互惠關稅法の下に米國との間に協定を締結し得ざりし日獨伊、支那等よりの輸入貨物は米國に於て却て不利なる差別的影響を受くることとなつた。加之米國產業復興法第三條E項に於ては大統領に對し米國產業が特定國よりの輸入貨物の競爭の爲め重大なる影響を蒙る場合に於ては差別的に關稅率を引上げ得るの權能を附與したるが故に、本邦產貨物は米國產業復興法の下に「スムート」關稅法以上高き稅率の引上げを見た場合が少くなかつた。例へば昭和十二年一月二十四日大阪に於て米國綿業團代表「マチソン」と本邦當業者團體との間に所謂「マチソン」協定なるものゝ調印せられたることも、米國に於て右產業復興法第三條E項の下に本邦產綿織物に對し差別的重稅を課せんとせしに付本邦側に於て之を免るゝ爲め其の輸出を自制するの止むなきに至つたものに外ならない。

上記の如く米國は昭和四年世界恐慌後昭和九年一月弗貨切下に至る期間は金本位維持の國際貿易上不利なる立場に在りしが、昭和九年以後に於ては右不利なる原因が除去せられ、又玖瑪及加奈陀との間に於ける特別互惠協定及一般「ヘル」互惠關稅協定の下に特に兩米諸國との間の貿易を増進せしむるを得た。即ち米國の世界貿易總額に對する比率は大戰前一一・一七%なりしものが、昭和四年には一三・八三%に増進したりしが、右は一時的現象に止まり、昭和八年には九・九一%に下降した。其後は上記弗切下等により昭和十年には一〇・六三%、昭和十一年には一一・一九%、昭和十二年には一一・七九%に回復し、略々大戰前の比率と同様となつた。而も米國に於ける人口一人割貿易額は第一次世界大戰前に於て四三・五弗なりしものが、一旦昭和四年には七七・八弗に昇進せるも昭和八年には二四・六弗に下降し、漸く昭和十二年に於ては引下弗を基準とするも四二・五弗に回復したに過ぎない。(尤も昭和十

五年米國貿易統計に於ては第二次世界大戰の影響を受け引下弗基準にて四九・九弗となつた。)上記米國に於ける人口一人割貿易額を物價指數を以て調整するも、依然第一次大戰前の額迄回復せざるものである。昭和八年大統領「ルーズヴェルト」が「ニュー・ディール」政策を採用せる以後米國貿易額は左迄回復を見るを得ざりしのみならず、國內重要產業に於ても甚しき進展を見ず、單に昭和七年又は八年に其の極に達せる不況を阻止し得たりと云ふに外ならぬ。即ち石炭產出額は第一次大戰前五億一千七百萬噸なりしものが、昭和十二年には四億五千百萬噸に、鐵鋼生産額は昭和四年に於て五千五百七十萬噸(大正二年には三千百萬噸)なりしものが、昭和十二年には五千百四十萬噸となつたに過ぎない。其の他小麥、棉花等の農產物生産額も昭和十二年に於て未だ昭和四年の程度に回復するに至らなかつた。昭和十二年に於て昭和四年に於ける生産額以上に増進せしめ得たものは原油のみである。「ルーズヴェルト」大統領の採用せる「ニュー・ディール」政策中最も成功せりと云ふを得べきものは失業者を減少せしめ得たることである。即ち昭和八年十二月に於ける米國の失業者數は千八十萬人、即ち就業者に對する二六・四%の多きを示したもののが、昭和十二年には失業者數は五百十五萬人に減少し、又就業者に對する其の比率は一五・八%に減少するに至つた。尤も右「ニュー・ディール」諸政策の爲め米國政府の國債總額は昭和四年に於て百六十九億弗(大正二年には百十九億弗)、昭和八年に於て二百二十五億弗なりしものが、昭和十二年には三百三十五億弗、又昭和十五年には四百三十億弗の巨額に達した。尙昭和十三年に於ては既に「ニュー・ディール」政策は行詰りとなり、同年に於ける失業者數は再び七百四十一萬人、又就業者に對する比率は二〇・七%に漸増し、更に「ニュー・ディール」政策の根幹たる産業復興法及農業救濟法は米國大審院に於て憲法違反と判決せられ、「ルーズヴェルト」政府は頗る苦境に立たざるを得ざるに至つた。然るに昭和十四年九月には歐洲第二次大戰勃發に際會し、續いて昭和十六年十二月には太平洋戰爭の開始となり、内外市場に於ける米國物資の需要増大の爲め失業者の減少となり、前記「ニュー・ディール」政

策の行詰りは隠蔽せらるゝこと、なつた。(昭和十五年五月末に於ける失業者數五百七十二萬人、就業者に對する比率一八・六%とす)其の反面上記國債の發行額は英、ソ等に對する軍需物資の供給を目的とする昭和十六年三月一日成立の米國武器貸與法の下に殆ど天井知らずの増發となつた。

第八十五表 米國經濟情勢一覽表

備考

一 本統計は國際聯盟統計、米國商務省統計及東洋經濟年鑑より作成す。

二 貿易額は舊米金弗換算額、括弧内は當該年度通貨表示額とす。

人 口 數	九六・五	一九一三年	一九一九年	一九三三年	一九三七年	一九四〇年
貿 易 額	四・二四一 (百萬弗)		九・四九六	一・二三・三	一・二九・八	一・三一・四
輸 出 超 過 額	六五五		六六七	一・三九九	三・七一六	三・九四一
正 貨 出 入 差 額	(出超)七三 (入超)一五一		七七・八	一・一六一	一・七〇	六・五六〇
貿易額一人割	四三・五 (百萬)			(一・一五)	(一・六五)	八・三四
世界總額に對する比率	一一・一七		一・三八三	(一・九〇)	(一・八・六)	(一・三九六)
物 價 指 數	一〇〇		一三七	九・五二	四・二・五	四・九・九
對 英 爲替相場	(一磅ニ付)	一九一四年	一・九〇五年	一・一七	一・一七九	一・一一五
中央銀行正金保有高	四・九二四	一、九二四	四・八五六九	四・一三・六八	四・九四四〇	三・八三〇〇
國 債 額	一、一九三 (一九〇一~一九三一年平均)	一六・九三一	三・九〇〇	四・〇一二	七・五三六	一三・一七一
小 麥	一一・〇	一一・四	一一・四	一一・五三九	(一・三・五四五)	四・一・九六七
				一・四・四	(一・九三九年)	(一・九三九年)
				一一・一八	一・一・一	一・一・一
					七四	六八
					(一・一四)	(一・一三)
					九五	

第二款 米國關稅制度及貿易狀況

第一 米國關稅制度沿革

米國建國と同時に制定せられたる一七八九年(寛政元年)の關稅法に於ては收入主義を採用した。其の稅率は一般に低く、其の平均は約從價八・五%に過ぎなかつた。英米戰爭後に制定せられた一八一六年(文化十三年)の關稅法に於ては「ナボレオン」戰爭中に發達せる國內産業を保護せんが爲めと收入增加の目的より幾分稅率を引上げたるも、其の程度は甚しくなかつた。一八二八年(文政十一年)制定の所謂「アボミネーション」關稅法(Tariff of Abomination)に於ては羊毛の生産並に「ニュー・イング蘭ド」に於ける紡績業及「ベンシルベニア」洲に於ける製鐵業保護を目的とし俄に甚だ高率なる關稅を定め、有稅品の平均從價稅率は四九%、又有稅品及無稅品を包含せ

る總輸入額に對する平均從價税率は四五%に上つた。斯く餘りに高率なる點に於て一般社會より上記の如く惡評を受けた。次いで一八三二年（天保三年）の關稅法に於ては南部農業諸洲の意嚮を參照し、有稅品に對する高率關稅低減を實行し、續いて一八三三年の所謂「コン・ロミイズ・タリフ」（Compromise Tariff）に於ては從價二割を超過する有稅品の税率を漸次年を逐ふて低減することゝし、且つ無稅品目の數を擴張した。其の結果同法の下一八四〇年（天保十一年）に於ける有稅品平均率は從價三割となり、總輸入額に對する平均税率は從價一割五分に低減された。之が反動として一八四二年（天保十三年）關稅法に於ては一八三七年（天保八年）襲來の不景氣に基く收入減を回復せんとする目的を以て一般に税率を引上げた。

一八四六年（弘化三年）には其後漸次經濟狀態の回復せると自由貿易主義を標榜せる民主黨の勝利の爲め關稅輕減を目的とする「ウォーカー・タリフ」（Walker Tariff）が制定せられた。同法に於ては收入主義により税率の上に根本的改正を爲し、一般有稅品に對して從價一割五分乃至三割を課し、又必需品たる茶及「ロー・ビー」を無稅とした。之が爲め本法の下に於て有稅品平均税率は二割六分、又總輸入額に對する平均税率は二三%となつた。尙本關稅法に於ては負擔の公平を期する爲め從量稅を廢止し、一般に從價稅に改めたることも特色である。其後一八五七年（安政七年）に至り再び税率の引下げ行はれ、有稅品の平均從價率は一〇%、總輸入額平均税率一六%となつた。一八六一年（文久元年）共和黨執政下の「モーリイル」關稅法（Morrill Act）に於ては從量稅制に復活し、且つ多くの貨物に付稅率を引上げたが、「ウォーカー・タリフ」の平均稅率に回復した程度のものに過ぎなかつた。

然るに其後一八六一—六五年（文久元年乃至慶應元年）に亘る南北戰爭の結果米國政府は多額の歳出を必要とするに至りたるが爲め始めて高率關稅主義を採用するに至つた。蓋し當時の米國憲法に於ては土地稅等は一切州政府の管轄に屬し、聯邦政府としては一に關稅による外多額の收入を得るの途なかりしものである。從て有稅品の平均稅率

は一八六一年に於て從價一割九分なりしものが、一八六五年には從價三割五分に增高せられた。（尤も南北戰爭中は一時有稅品の平均稅率四割八分、又總輸入額に對する平均稅率は四割四分に達したこともあつた。）南北戰爭後幸ひに一八七一年（明治四年）に於ては米國經濟界は好況時代に入り之が爲め輸入額増加し、關稅收入も從て増加せるに付同年の關稅法により多數の貨物に對し關稅率を引下げし爲め有稅品平均從價稅率は三割九分なりしも、總輸入額に對する平均稅率は二割八分に減少せられた。

次いで一八八七年（明治二十年）民主黨大統領「クリーヴランド」の執政時代「ミル」（MIL）議員より主として原料品の關稅引下案下院に提出せられたるも、上院に於ては共和黨の策動により否決せられた。依て一八八八年の米國選舉に於ては關稅問題は重要な政争の題目となりしが、共和黨の勝利に歸したる爲め一八九〇年（明治二十三年）制定の「マッキンレー」關稅法（McKinley Tariff）に於ては保護貿易主義と從量稅制とを採用した。之が爲め其の平均從價稅率は有稅品に對し四割九分、有稅品及無稅品を包含する總輸入額に對し二割二分となつた。蓋し後者の平均稅率が一八七一年の關稅法よりも低下せる所以は砂糖を無稅としたが爲めである。尤も内地產砂糖に對しては補助金を與へ生産を獎勵することとなつた。

一八九四年（明治二十七年）「ワイルソン」關稅法（Wilson Tariff）に於ては民主黨政府の下に全般的に關稅の引下げを行ひ、其の平均稅率は有稅品輸入額に付ては四割一分、又總輸入額に付ては從價三割一分となつた。

一八九七年（明治三十年）に於て再び共和黨の勝利により「ディングレイ」關稅法（Dingell Tariff）制定せられ、其の有稅品平均稅率五割二分、有稅品及無稅品總平均稅率は三割に引上げられた。同關稅法は米國關稅沿革上最高率に制定せられたるも、其後に於ける一般物價急騰の爲め同法による從量稅は自然に引下げられ、且つ其後締結の一九〇一年（明治三十五年）米英互惠條約により玳瑁糖に對する關稅率が國定稅率よりも二割方引下げらるゝことゝ

なつた。一九〇九年（明治四十二年）の「ペイーン・オルドリッヂ」關稅法（Payne-Aldrich Tariff）は之亦共和黨政府により制定せられたるものなりしも、同黨は選舉戰に對する政綱に於て極端なる國產保護主義を排斥し、所謂内外生産比較保護主義を採用した。即ち米國內の諸産業に對しては當該産業の米國に於ける生産費が競爭外國産業の夫れに比し高き程度丈け關稅保護を與ふれば足るとした。依て綿製品を含む三百品目に付ては稅率を引上げたるも、同時に總輸入品目の約二〇%に相當する五百八十品目に付稅率の引下げを行ふた。加之同關稅法中には比律賓產砂糖は年額三十萬噸に限り之を無稅にて輸入し得ることを規定した。旁々同關稅率の平均稅率は以前の關稅法に比し有稅品及無稅品輸入額に付ては二・三八%，又有稅品輸入額に付ては四%の輕減となつた。

四年後の一九一三年（大正二年）十月三日には民主黨の勝利により「アンダーウッド」關稅法（Underwood Tariff）が制定せられた。同關稅法は民主黨の傳統下に收入主義を採用し、「ペイーン」關稅法に對し大改正を加へた。羊毛、銑鐵及粗糖を無稅品目中に繰入れたる爲め特に總輸入額に對する平均稅率は引下げられた。即ち本法律實施後大正三年八月第一次歐洲大戰勃發に至る迄の九ヶ月の平均稅率は有稅品輸入額に付從價三六%，又有稅品及無稅品の總輸入額に付從價一四%に輕減せらるゝこととなつた。第一次歐洲大戰中に於ては輸入品の價格暴騰したるも、歐洲諸國よりの輸入額激減せるが爲め米國に於ける關稅收入額は甚だしく減少した。茲に於て大統領「ウイルソン」は米國憲法を改正して聯邦政府は所得稅を課し得べきことゝし、以て財政收入の增加を計ることゝした。大正六年米國參戰後に於ても何等關稅の論議せらるゝことなかつた。然るに大正八年六月ブルエサイユ講和條約調印せらるゝと同時に、歐洲大陸通貨下落諸國殊に戰敗國たる獨逸等より多額の貨物が賠償金支拂用の正貨を獲得する目的を以て主として米國に輸入せらるべき形勢顯著となつた。依て米國に於ては早くも大正十年共和黨ハーディング大統領の下に所謂緊急關稅法を制定し、主要農產物に對する關稅を増加し、又「ダンビング」貨物の輸入防止規定を設けたが、翌十一年九月に、農產品及食料品は從價二割より二割四分に、綿製品は從價二割八分より三割四分に、絹及絹製品は從價四割五分より五割五分に引上げらるべき計算であつた。

昭和四年十月米國「ウォール・ストリート」に其の端を發した世界恐慌後に於ける米國經濟界救濟の爲め「フーヴィードネー・マツカンバー」關稅法（Fordney Macumber Tariff）を制定しに對抗することゝした。即ち同關稅法に於ては共和黨是の下に保護主義を採用し、殊に歐洲大戰中獨逸等よりの輸入杜絕の爲め米國內に於て發達するに至りたる染料等の工業品に付大に關稅を引上げた。之が爲め同關稅法の下に於て昭和元年（一九二六年）に於ける有稅品平均稅率は從價三九%に引上げらるゝことゝなつた。右平均從價稅率は上記「アンダーウード」關稅制定當時の從價稅率三六%に比し僅に三%の引上げに止るも、現實の引上額に付て見るときは金屬及其の製品は從價一割四分より三割三分に、化學製品は從價二割二分より二割九分に、木材及其の製品は從價一割三分より二割四分に、農產品及食料品は從價二割より二割四分に、綿製品は從價二割八分より三割四分に、絹及絹製品は從價四割五分より五割五分に引上げらるべき計算であつた。

アーノード・マツカンバー」關稅法により保護主義を一層強化することゝした。之が爲め同年に於ける米國有稅品平均稅率は從價四割一分に引上げられ、就中化學製品は從價三割六分、綿製品は從價四割六分に、毛製品は從價六割、絹製品は從價五割九分、人絹製品は從價五割四分に引上げらるゝことゝなつた。尤も同關稅法第三三六條に於ては所謂伸縮關稅に關する規定を設け、大統領は關稅委員會の決議を經たる場合には行政命令を以て現行關稅率に對し五割以内の增減を行ひ得ることゝし、以て極端なる關稅引上げに對する非難を緩和することゝしたが、同規定によれば關稅委員會に於ては當業者よりの申請を俟て利害關係者の間に聽取りを爲したる後關稅率の變更方を大統領に建議する建前となり居り、又關稅委員會の意見を決定する爲めには其の全會一致を必要としたが故に、事實同規定は關稅引上げを必要とする場合のみに利用せられ、同規定の下に關稅引下げを見たる實例は甚だ僅少であつた。

第二 「ハル」互惠關稅政策の成果

昭和八年（一九三三年）三月四日民主黨大統領「ルーズベルト」の就任前民主黨は選舉戰に對する黨綱により高率なる「フォードネー・マツカンバー」關稅法に對し多大の關稅引下げを行ふことを宣言した。然るに「ルーズベルト」大統領が右黨綱を實行する方法としては裏に大正二年「ウイルソン」大統領時代に於て之が爲め「アンダー・ウッド」關稅法を制定せると異り、之に代へ昭和九年六月十二日所謂「ハル」互惠關稅法を制定し、米國議會は大統領に對し外國との條約交渉により有稅品に對し五割以内の關稅を引下げ又は引上げ得ること、但し有稅品を無稅品とし、無稅品を有稅品と爲すことを得ずとの權限を附與することとした。爾後米國大統領は從來と異り關稅輕減を内容とする諸外國との協定を上下兩院の同意を経ることなく、單に行政的措置を以て締結し得ることとなつた。即ち「ハル」國務長官指導の下に兩米諸國との間には「ブラジル」（昭和十年二月一日調印）、ハイチ（同年三月二十八日調印）、コロンビア（同年九月十三日調印）、加奈陀（同年十一月十五日調印）、ホンデュラス（同年十二月十八日調印）、ニカラグア（昭和十一年三月十一日調印）、グアテマラ（同年四月二十四日調印）との間に互惠協定を締結し得、就中加奈陀との互惠協定は昭和十一年十一月一日より實施せられたるが、其の内容は廣汎にして兩國通商上劃期的のものであつた。其の内容の一班を述べんに、米國は加奈陀に對し（一）牛、馬鈴薯、木材等に付割當制の下に輸入稅を輕減し、（二）家禽、チーズ、燕、林檎、魚類等五十三品目に對し稅率を引下げ、（三）獸類、飼料等三品目に對し稅率を据置き、（四）ループ、新聞用紙、其の他林產物、蟹、蝦類等の漁產物、毛皮、石綿等三十三品目に對し無稅據置を約した。之が對償として加奈陀は從來無條約關係の爲め一般稅率を受け居たる米國產品に對し最惠國待遇により中間稅率を附與することとし、又特定の米國貨物に對し中間稅率以下に輕減せる特別稅率を定むることとした。同様米國は「ハル」互惠關稅法の下に歐羅巴諸國中白耳義（昭和十年二月二十七日調印）、瑞典（同年五月二十五日調印）、和蘭（同年十二月二十一日調印）、佛蘭西（同年五月六日調印）、及芬蘭（同年五月十八日調印）との間に關稅協定を締結し、是等諸國に對する米國產貨物の輸出に對し大いに關稅待遇を改善するを得た。殊に佛國との間には大正十年の米佛通商協定に於ては單に當時に於ける佛國一般稅率の適用を約せしむるに過ぎざりしに對し、新協定に於ては多數の米國產品に付佛國最低稅率適用の利益を受くることとなつた。之に對して米國は佛國產品七十品目にて付平均一割一分の關稅引下げを行ひ、又他の數品目に付稅率の据置を約した。右米佛互惠協定に於て米國は佛國特產の絹織物に付稅率の輕減を行ふたが、右は本邦より米國へ輸出なき品種に屬したるに付本邦は明治四十四年の日米通商航海條約中の最惠國待遇により何等利するところはなかつた。蓋し米國に於ては大正十一年以來其の主義を變更し、無條件最惠國主義を採用するに至り、又ハル國務長官は昭和九年の互惠關稅法の下に米國は世界に瀕浸せる保護制限主義の間に立ち自由貿易主義の下に各國との互惠協定を締結し、而も右協定による關稅輕減を最惠國條款を有する他の條約國全部に對し無償均霑を許すを以て其の結果として全世界に對し一般的に關稅障壁を低減するに至れりと豪語せるも、右は事實に反するものである。米國としては其の互惠協定を締結し得たる諸國に對し、其の相互間の貿易關係を改善せしめ得たるも、之が爲め第三國殊に米國との間に互惠協定を締結し得ざる諸國の通商貿易に對し却て不利なる影響を及ぼすに至りたることは後述の統計によりても之を證明し得るところである。尙昭和五年の「スムート・ホーレイ」關稅法第三〇一項に於ては比律賓生産物及比律賓又は米國に於て產出せる原料を以て製造せられたる製品にして外國產原料を總價額の二〇%以上に含まざるものを比律賓より米國に輸入せらるゝ場合には之を無稅とした。之と交換的に米國產品も亦比律賓に輸入せらるゝに當り無稅待遇を受くることを規定した。右米比間の互惠關稅規定の上に比律賓より米國に對し主として砂糖が輸入せらるゝこととなつたが、右比島產砂糖の無稅輸入は米國内に於ける砂糖生産業者及米玖互惠協定の適用により米國に於て關稅輕減の適用を受け居る玖瑪糖に對し不利益なる影響を及ぼす。

を興ふるものである。依て米國及玖瑪に於ける砂糖關係業者は比島占領當時の米國政府の言明に遡り一日も早く比律賓に獨立を與へ、同島より米國に輸入せらるゝ砂糖に對し外國產品として高關稅を適用し得べきに至らんことを希望するに至つた。右様經濟的背景の下に比島に對する獨立附與を目的とする「タイディングス・マックダッファイ」(Tydings-McDuffie Act) 法案は昭和九年三月米國議會を通過し、大統領の裁可を経て同年五月一日より實施せらるゝこととなつた。右比島獨立法に於ては米比間の貿易に關し比島獨立の準備時代に於ては依然米比產物は相手國に於て相互に無稅輸入の原則繼續せらるべきを規定すると共に、同期間中比島より米國へ無稅輸入を許さるべき主要農產物の數量は之を制限することとした。例へば砂糖に付ては無稅輸入を許さるべき數量を精糖五萬長噸、分密糖は十萬長噸に限り其の超過量に付ては外國糖に課すると同率の米國輸入稅を課すことゝし、同様椰子油は米國への年輸入量二十萬長噸、マニラ麻は三百萬封度に限り無稅輸入を許すことゝした。而して右限定的無稅輸入を許さるべき特權は比島に於て獨立準備政府樹立後六年目より之を廢止すべく、夫れ以後に於ては漸次米國に於て外國產品が支拂ふべき輸入稅の五分乃至二割五分を課すことゝし、同十年以後比律賓が完全に獨立したる後に於ては比島生産物は全然外國產品と同様の待遇をすることゝした。而して比島獨立準備時代に於て米國は比島產物に對し如上の特惠を與ふる代りに比島憲法中其の通商に關する法律は米國大統領の承認を經るに非ざれば之を實施し得ざる旨を規定し、以て比律賓が米國に對し不利なる關稅規定を設くることなきを防止することゝした。因に比島に於ては右昭和九年獨立法により一日も早く獨立の實現せんことを希望する反面、其の獨立と共に從來比島產物に付米國に於て有したる無稅關稅輕減の特惠を享受し得ざるに至るが故に同法の規定する十年後に於て不利なる經濟狀態を惹起すべきことを憂慮するものあるに至つた。

昭和九年以來米國に於て採用するところとなりたる所謂「ハル」互惠政策の下に米國は右互惠協定を締結せる諸國

及其後特に經濟關係密接となりたる玖瑪、メキシコ、アルゼンチン、蘭印、英國、英領直轄殖民地及比律賓との間の貿易は甚だ密接となつた。米國と是等諸國間との貿易比率は他の協定外の諸國との貿易比率に比し特に増進した。即ち是等互惠諸國よりする米國への輸入總額は昭和四年に於て四八・七%、昭和八年には五六・五%なりしが、昭和十二年には六〇・〇%に増進し(第一次歐洲大戰前の比率は六〇・五%とす)、之に反し米國より是等諸國への輸出は昭和四年に於て五九・九%、昭和八年に於て五五・九%なりしが、昭和十二年には五八・一%に回復した。(第一次歐洲大戰前に於ける比率四六・三%)就中兩米諸國よりの輸入は昭和八年及昭和十二年に於て等しく三一・〇%を示すに過ぎざるも、兩米諸國への輸出は昭和八年に於て二一・四%なりしが、昭和十二年には二八・二%に増加した。然るに非互惠關稅協定國たる獨逸、伊太利、英領印度、支那、日本、濠洲より米國への輸入總額は昭和四年に二七・〇%、昭和八年に二四・二%なりしが、昭和十二年には二〇・〇%に減少した。(第一次歐洲大戰前に於ては二五・八%)同様米國より是等非協定諸國に對する輸出總額も亦昭和四年に於て二四・二%、昭和八年には二七・六%なりしが、昭和十二年には二一・〇%に激減した。(第一次歐洲大戰前に於ける比率は二三・七%とす)斯く昭和十二年に於ける米國の諸外國に對する貿易比率は互惠協定を締結せる國等に對しては其の比率を増進し、然らざる國に對しては其の比率を減少せることは顯著なる事實なるが、米國の貿易總額其者に付ては互惠協定國に對しても特別の場合の外左して増進の跡なく、却て非互惠協定諸國との貿易額の減少により昭和九年互惠政策採用後に於て米國の世界貿易上の占むる比率は昭和四年に比し甚だ低く、漸く第一次歐洲大戰前の地位迄回復し得たるに過ぎない。換言すれば「ハル」互惠協定は其の稱するところの自由貿易主義と異り協定國と非協定國との間に重大なる差別的待遇を見る結果となりたるが故に、第一次世界大戰前に於て他の民主黨諸政府が實施せる關稅改正と異り、全體的に米國外國貿易總額を増進するを得なかつた。只米國の同互惠政策採用の爲め協定諸國に對する米國よりの輸出を増

進せしめ得たることは承認せざるべからざるもの、之が爲め米國への正貨の流入を一層激化せしめ、又は等諸國に於ける非互恵協定國の通商に對し間接に障害を與へたるものと斷言せざるを得ない。

第八十六表
米國貿易輸入先別推移表

卷一

二 本統計は三菱經濟研究所及國際聯盟統計より作成す
一 單位は當該年度通貨による百萬弗とす。

一九一〇—一四

總輸出額
1916年

(甲) 互惠協定國

加案記

欽定四庫全書

墨西哥

アルゼンチン

第七章 戰後經濟被撻時代 二於する本邦條約交涉

ブ ラ ジ ル	(一・五)	元・英(一八)	大(二・一)
コ ロ ン ビ ア	(〇・七)	英(一・一)	西(〇・九)
義 國 國 國	(〇・三)	西(〇・九)	國(一・三)
佛 英 英 和	(一・一)	西(〇・九)	西(一・五)
比 通 領 マ レ	(一・一)	西(〇・九)	西(一・五)
計	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
非互惠協定國	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
太	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
逸	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
利	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
聯	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
印	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
賓	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
計	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)

獨 伊 ソ 支 (香港及關東州を含む)	(一・四)	西(〇・九)	西(一・五)
英 國	(一・一)	西(〇・九)	西(一・五)
法 國	(一・一)	西(〇・九)	西(一・五)
那 本 洲	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)
亞 洲	(一・一)	西(〇・九)	西(一・五)
計	(一・〇)	西(〇・九)	西(一・五)

轉じて米國の貿易先を洲別に觀察せんに次表に示すが如く第一次歐洲大戰の結果兩米大陸諸國に對する貿易比率を

増進せしめ、歐洲諸國との貿易比率を減少せしむることとなり、昭和七年世界不況期には一層甚しきものがあつた。

即ち兩米諸國が米國の輸出入額の上に占むる比率は大正二年に於て三六・二%なりしが、昭和七年には四四・五%（昭和十二年には四一・九%）に増進したが、歐洲諸國の占むる比率は大正二年に六〇・二%なりしが、昭和四年には四三・九%に下り、更に昭和十二年には三九・四%に激減し、其の重要性に於て兩米諸國と等しきものとなつた。尙米國は亞細亞諸國中蘭領印度、英領馬來等より護謨、錫等の必要資材の供給を仰がざるべからざるに至りたるにより、亞細亞諸國の米國貿易上占むる地位は益々重要となりつゝあつた。即ち亞細亞諸國の米國貿易中占むる比率は大正二年一四・四%なりしが、昭和四年には二七・一%、昭和十二年には二八・八%に増進した。尤も右米國の亞細亞諸國との貿易比率が増進したることは上記事情の外、米國は日本より生絲、絹織物等を購入せざるに至りたるに拘らず、日本は米國より棉花、鐵、石油等の必要資材の輸入を益々増加せざるべからざるに至りたることも其の主原因である。

第八十七表 米國洲別輸出入先比率累年比較表

備考 本表は國際聯盟統計より作成す。

洲 別	第一 輸入の部		
	一九一三年	一九二九年	一九三一年
兩米亞米利加	三六・二%	四一・二%	四四・五%
歐亞細亞	四七・三	二九・八	二八・九
阿弗利加及濱洲	一四・四	二七・一	二五・六
通	一一・一	一・九	一・〇
計	100.0	100.0	100.0

第二 輸出の部

洲別	一九二三年	一九二九年	一九三一年	一九三七年	一九三七年
兩米亞米利加	三三一·一	三九·六	三三一·一	三九·六	三九·六
歐羅巴	六〇·二	四三·九	四七·八	三九·四	三九·四
亞細亞	四·九	一一·一	一六·九	一四·九	一四·九
阿弗利加及濠洲	二·八	五·四	三·一	六·一	六·一
通計	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇

第三 米國重要貿易品の推移

第一次歐洲大戰前に於ける米國輸出貿易の特色は農產物を世界の市場に供給するにあつた。即ち明治四十三年平均の棉花輸出額は五億五千二百萬弗、肉類及獸脂は一億四千七百萬弗、小麥及小麥粉は一億六百萬弗、木材及製品は六千七百萬弗、煙草は四千五百萬弗の多額に上つた。鑛產物之に次ぎ、石油の同上輸出額一億二千八百萬弗、銅及其の製品一億二千百萬弗、石炭及コークス五千六百萬弗等である。工業製品の輸出額は第三位を占め、機械類の同上額一億五千九百萬弗、纖維製品四千五百萬弗、自動車及附屬品二千三百萬弗等であつた。然るに大戰後に於ては其の地位を轉倒し工業製品の輸出は主位を占め、農產物之に次ぎ、鑛產物は第三位となつた。即ち昭和十二年に於ては機械類（輸出額四億七千九百萬弗）、自動車及附屬品（三億四千七百萬弗）、鐵鋼製品（一億六百萬弗）、纖維製品（九千九百萬弗）等の工業製品其の首位を占め、棉花（三億六千九百萬弗）、煙草（一億三千五百萬弗）、小麥及小麥粉（六千百萬弗）、肉類及獸脂（四千二百萬弗）等の農產物之に次ぎ、鑛產物中石油類は三億七千六百萬弗の多きに及んだが、銅及其の製品（一億〇五百萬弗）、石炭及コークス（六千七百萬圓）等の輸出額は増進を認めなかつた。前記石油類の輸出額も他面石油類の輸入額を差引くときは輸出超過額三億三千百萬弗にして機械類又は自動車類の輸出額に及ばなかつた。之に反し米國への重要輸入品は第一次世界大戰前に於ては砂糖（明治四十三年乃至大正三年平均發を覺悟し、瓜哇及馬來より多額の見越輸入を爲したものと見て差支ない。

第八十八表 米國重要貿易品推移表

備考 本表は三菱經濟研究所資料、東洋經濟年鑑及國際聯盟統計より作成す。
単位百萬弗とす。

第一 重要輸出品の部

品目	一九〇一四年	一九二九年	一九三一年	一九三七年	一九四〇年
機械類	一五九·一	六〇六·八	一三三一·五	四七九·一	六七〇·八
自動車及附屬品	二三一·一	五四一·四	九〇·六	三四六·八	二五四·三
鐵鋼製品	四四·九	八八·九	一三五·一	三九·四	九一·五
及製品	一二〇·八	二〇〇·一	四五·五	一·一三·八	一·一三·八
木材及製品	六七·一	一八三·四	二四·九	一三七·六	一三七·六
花油	五一·九	七七〇·八	一〇五·〇	一〇五·五	一〇五·五
草(粗)	一二七·七	五六一·二	三九八·二	三一五·三	九三·四
油	四四·七	一四六·一	二〇〇·〇	三七六·三	三一〇·二
			八三·八	三四·五	四四·〇

總額	石炭及 肉類及小麥粉 額	一、三〇·四	一、六二·二	一〇六·二	四五·七	八七·二
			一、三〇·四	一、九二·三	一八·六	六一·二
			一、三〇·四	一、四七·二	一、九六·五	三一·七
			一、三〇·四	一、六四七·二	一、九四·九	三一·六
			一、三〇·四	一、九四·九	三一·九	八七·一

紙化學製品	毛皮及製品	生採羊	生砂	銅石	毛皮	及製	上記米國主要輸出品中大戰前後を通じ最重要の地位を占むるものは農產物中にありては棉花、工業製品中にありては鐵鋼類である。米國棉花の產出額は第一次大戰前に於て千三百萬俵の多きを占め、世界總產出額の二千百萬俵に對し六二・四%に相當した。其の輸出額は八百八十萬俵にして世界總輸出額の六割四分に相當した。之に對し大戰後の
一一・四	一六三・四	一〇四・一	五九・九	八八・〇	一四四・一	一〇二・六	七七・四
一一・四	一六三・四	一五三・七	三八・一	八六・二	一二五・九	五八・三	五八・三
一一・四	一六三・四	一五三・七	一四三・六	五二・六	一七・六	七九・八	七九・八
一一・四	一六三・四	一五三・七	一四二・七	一五・九	一〇・五	七〇・一	七〇・一
一一・四	一六三・四	一五三・七	一四一・〇	四五・九	一〇・六	一二五・〇	一二五・〇
一一・四	一六三・四	一五三・七	一三七・三	四五・七	一四七・五	三三五・七	三三五・七
一一・四	一六三・四	一五三・七	一三七・三	二六・七	六三・五	七一・一	七一・一
一一・四	一六三・四	一五三・七	一〇一・五	二一・五	二四・五	五〇・二	五〇・二
一一・四	一六三・四	一五三・七	一〇四・五	三〇二・四	一〇四・一	一三六・八	一三六・八
一一・四	一六三・四	一五三・七	一六八・九	一〇七・六	一〇七・六	一一・五	一一・五
一一・四	一六三・四	一五三・七	一六八・九	一八五・三	一八五・三	一二七・二	一二七・二
一一・四	一六三・四	一五三・七	一六八・九	三〇一・二・五	三〇一・二・五	一一・五四〇・三	一一・五四〇・三

昭和四年に於ける生産額は千四百八十万俵又其の輸出額は七百四十萬俵となり、前者の世界總額に対する比率は五
四・四%、後者の夫れは五八・二%に夫々下降した。然るに世界不況期の昭和八年に於ては其の生産額は千三百萬俵即ち世界總額の四割九分に下降したが、輸出額は却て八百六十萬俵即ち世界總輸出額の六割七分に増進した。右は米棉價格の暴落による結果と言はざるを得ない。昭和九年以後は所謂「ニューヨーク」政策により耕作地段別減少等（昭和五年度に於ける米國棉花耕作反別四千五百萬「エーカー」、同八年度三千萬「エーカー」のものが、同十年度には二千七百萬「エーカー」に激減した。）により棉花の價格の騰貴を計りしが故に、同十五年に於ける產額は九百七十萬俵即ち世界總產額の四割二分に激減し、其の輸出額も亦「ブラジル」、印度棉等の競争に押され八百四十萬俵即ち世界總輸出額の六割一分に止ることとなつた。尤も昭和十二年には右減反政策の緩和により其の產額千八百二十萬俵に回復せしも、其の輸出額は上記價格高の爲め輸出の困難となり五百七十萬俵即ち世界總輸出高の四割七分に過ぎざることとなり、其の結果國內に於て比類なき持荷の積重となつた。（昭和十一年十二月末持荷量七百八十萬俵に對し、昭和十三年十二月持荷量は千五百三十萬俵の巨額となつた。）其後幸ひにして第二次世界大戰の影響を受け内外に於ける需要增加により右比類なき持荷の解消となつた。蓋し昭和九年米國の「ニューヨーク」政策による棉價の引上げは砂糖、小麥、護謨等の場合と異り、主要綿產國の間に生産減少の協定成立せず、單に米國側に於てのみ減反政策に止りしが故に却て其の競爭國よりの輸出を獎勵するの結果となり、右減反に拘らず徒に米國に於ける持荷の加重となつたのである。

第八十九表 世界主要國棉花產出及輸出入額表

第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉
一 本表が米國商務省統計より作成す。

第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

一一三三

- 二　単位は百萬俵、總量五〇〇封度、純量四七八封度入
 三　一九二九年欄輸出入額は一九三〇年のものを以て代替す。

一九〇九—一三年

一九二九年

一九三三年

一九三七年

國

名

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

米

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

印

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

埃

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

英

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

日

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

獨

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

佛

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

支

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

ソ

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

總

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

聯

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

逸

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

國

那

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

逸

國

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

國

那

產額 輸出入額

產額 輸出入額

產額 輸出入額

鐵鋼の生産に付米國は國內に世界に比類なき豊富なる原鐵と良質の石炭とを有し、而も右鐵石は湖河川により比較的容易に石炭产地に輸送し得るの便利がある。從て米國に於ける鐵鋼類生産額の發達は目覺ましく、大正二年に於て三千百萬噸即ち世界總產出額の四割二分を產したるものが、第一次世界大戰後昭和四年には五千六百萬噸即ち世界總產出額の四割七分の多きを占むることとなつた。然るに其後世界不況期には生産價格の點に於て獨逸、佛蘭西、英國等歐洲大陸に於ける爲替下落國產との競争に對抗し難きに至り、其の產額は昭和八年に於て二千四百萬噸即ち世界總產出額の三割五分に下り、弗貨引下後の昭和十二年に於ても五千百萬噸、即ち世界總產出額の三割一分を占むるに過ぎない。而して米國は鐵鋼類の產額に付ては終始世界に於て第一位を占むるも、其の大部分は國內の需要に充つるを常とし、其の輸出額に付ては常に獨逸に一籌を輸し、鐵鋼製品の昭和四年の輸出總額は獨逸の三億七千四百萬弗に對し、米國は二億九千六百萬弗、又世界不況期の昭和八年には前者の一億二十四百萬弗に對し、後者は僅に六千九百萬弗と激減した。然るに昭和九年「ルーズベルト」大統領執政後に於ては米弗に對し切下げを行ふ外「ウエーブ」法を制定し、米國產品の海外輸出に付ては排「トラスト」法の適用より除外し以て米國內製鐵諸會社が共同組織により其の製品の輸出を奨励し得ることゝし、又「ヘル」互惠關稅法等により只管其の輸出増進に努めたるが故に、昭和十二年に於ける鐵鋼製品の輸出額は三億六千七百萬弗の多きを占むるに至り、獨逸の同年に於ける輸出額三億六千四百萬弗に相拮梗するに至つた。

第九十表 世界主要國鐵鋼產出及輸出額表

備考

- 本表は國際聯盟統計、東洋經濟年鑑及三菱經濟研究所資料より作成す。
- 產出額は鋼(塊錠)とし、單位百萬噸とす。輸出額は鐵鋼製品全部の輸出超過額にして單位は米貨百萬弗とす。
- 括弧内は世界總額に対する百分比とす。一九三七年獨逸中には「ザール」を包含す。

一九一三年

一九二九年

一九三三年

一九三七年

一九一四年

一九二四年

一九三四年

一九三七年

英	一・七	二・三	四
獨	一・六	二・〇	三
佛	一・六	一・九	二
ソ	一・六	一・九	一
聯	一・三	一・九	一
國	一・六	一・九	一
本	一・三	一・九	一
額	一・七	一・九	一
日	一・六	一・九	一

第三款 日米貿易狀況及日米通商交渉

由來日米間貿易は本邦より米國へ生絲、羽二重、茶、陶磁器等の特產物を輸出するに對し、米國より本邦へ棉花、石油、小麥及小麦粉、木材等米國特產品の輸入を以てした。而して明治開國以來本邦は米國を以て世界各國中最も主要輸出先となし、常に多額なる輸出超過の地位に在り、右情勢は第一次大戰前後より昭和四年世界恐慌期迄繼續した。即ち大正二年に於ける本邦より米國への輸出額は一億八千五百萬圓(本邦總輸出額の二割九分)に相當し、同三年には右米國への輸出額一億九千七百萬圓(同上額に對する三割三分)であつたが、大戰中の大正四一年平均に於ては米國の好景氣の爲め四億七千六百萬圓(同上比率三割二分)に激増し、之に續く大正九一三年に亘る世界不況期に於ても他の方面に對する本邦輸出額は減少したるも、米國への輸出は依然好況を呈し、其の平均輸出額は六億二千九百萬圓(同上比率三割九分)に上り、殊に昭和四年の世界經濟最好況の際は米國への輸出額は九億千四百萬圓(同上比率四割三分)の巨額に上つた。同様米國より本邦への輸入貿易も進展の程目覺ましく大正二年に於て一億二千二百萬圓(本邦總輸入額に對する比率一割七分)、又大正三年に於て七千七百萬圓(同上比率一割六分)なりしが、第一次世界大戰中に於ては歐羅巴諸國より本邦への輸入杜絕の爲め從來本邦に於て歐羅巴諸國より供給を仰きたる機

械類、鐵鋼類、化學製品等の輸入を米國に俟たざるを得ざるに至りたるが爲め大正四一年平均米國よりの輸入額は俄に四億千二百萬圓に上り(同上比率三割三分)、続いて大戰後の大正九一三年に於ても右平均輸入額は六億四千六百萬圓(同上比率三割一分)に激増し、昭和四年世界最好況期に於ても六億五千四百萬圓(同上比率三割)に上り、米國よりの輸入は米國への輸出同様本邦貿易上最重要の地位を占むることとなつた。然るに昭和五年以後世界不況期に於ては本邦より特產輸出品たる生絲の輸出激減せる外、米國は昭和五年の「スムート・ホーリー」關稅法により絹織物、陶磁器等に對し禁止的關稅率を課し、又昭和八年の產業復興法第三條E項により綿織物及雜貨等の各種新輸出品に對し重稅を課することとなりしのみならず、米國は本邦との間に昭和九年「ヘル」互惠關稅法の下に互惠協定を締結せざりしが故に、本邦より米國への輸出は漸次第狀を呈するに至つた。換言すれば先づ大正十一年及昭和五年兩度に亘る共和黨時代の米國の關稅引上げにより本邦產品の米國への輸出は甚しく制限せられ、次いで昭和九年民主黨時代に於て生産價格の低廉を理由とする米國產業復興法第三條E項の適用により本法產品は爲替安の武器を以て米國方面への輸出を増進するを得なかつた。元來大正十一年及昭和五年に於ける米國兩關稅法の目的とするところは獨、佛、白等歐洲大陸に於ける爲替下落國よりの輸出を阻害せらるゝこととなつた。例へば本邦統計による昭和十二年對米重要輸出品額を昭和四年の夫れと比較するに豆類、除蟲菊、樟腦、羽二重、刷子、油糟等の輸出額を減少せるは米國關稅引上げの結果と見るべきである。尤も昭和十二年に於ける本邦の對米輸出額が昭和四年に比し激減せることは生絲の輸出額が七億五千五百萬圓より四億三千七百萬圓に激減せることが主要原因である。尤も此の間に於て鮭罐詰類、鮮魚介、毛皮、綿織物、テーブル・クロス、玩具等の輸出額は増進して居るが、右の中綿織物は最も有望にして昭和十二年に於

て價額二千二百萬圓、數量一億二千四百萬碼の多きに及んだ。併し之を最高記録として其後は漸減の餘儀なきに至つた。何んとなれば米國政府に於ては本邦產綿布が低廉なる價格を以て米國へ輸出せらるべきことは「ニュー・イングランド」一體の纖維工業に對し脅威を與ふるものとし、本邦側に於て右輸出に對し適當の制限をなさる限り産業復興法の下に割増關稅を適用するに至るべきを交渉して來た。依て本邦政府に於ては彼我當業者の會商により圓満裡に之を解決せんことを提議したるが、米國政府は右提議に應じ「マチソン」を團長とする米國綿業團の來朝となつた。「マチソン」綿業團は大阪に於て昭和十二年一月十五日より二十二日に至る間日本側綿業五團體と綿布及棉花輸出入に關する會議を開催し、兩者の間に左記の原則及實行方法に付意見が一致した。所謂「マチソン・アグリイメント」である。其の要領は、

第一 綿 布

- (一) 日本側代表は米國への綿布輸出に對し輸出制限を行ふべきことを受諾す。

(二) 編布に關する輸出數量の制限は昭和十二年一月一日に遡及し之を適用す。而して昭和十二年に於ける基本割當量は一億五千五百萬平方碼又は同年一月二十一日現在の米國向年内積出既約定數量孰れか少き方たるべきこと。昭和十三年基本割當量は一億平方碼たるべきこと。尤も日本側は昭和十三年割當量の四分ノ一即ち二千五百萬碼を超える範圍に於て昭和十二年の「クオータ」に之を繰上ぐるの特典を有すること。換言すれば前記二ヶ年に對する協定量は總額二億五千五百萬平方碼とし、右數量中昭和十二年の割當量は一億八千萬平方碼を超過せざるべきこと。

第二 共同委員會

遅くも昭和十二年四月一日迄に雙方同數の代表者を以て共同委員會を組織すること。右委員會は前項綿布割當

運用に關する諸般の問題及今後兩國間に協定せらるべき數量制限若くは其の他の統制方法に付折衝の任に當るものとす。

第三 各種の綿製品

日本側は卓布、敷布、手巾、綿手袋、下着、其の他綿絲又は綿布を以て製造したる特殊の品種に關しても輸出數量制限の趣旨を諒とすること。

第四 米國綿業代表

同代表は兩國間綿製品貿易に關する上記取極が實施せられた上は米國政府に於て日本綿製品の輸入に對し更に制限を加ふる如き何等の措置を必要とせざるに至るべきことを信じ、尙之により兩國政府間に將來互惠條約締結の素地を作り、雙方に有利なる關稅改正をなすに至るべきものと思量す。

第五 本 取 極

本取極は直に效力を發生するものとす。但し日本側に於て之を廢棄せんとする場合に於ては昭和十二年二月十五日迄に其の意思を通告するを要す。

上記取極の結果本邦より米國に對する綿布の輸出額は漸減し、昭和十三年に於ては價額二百四十一萬圓、數量一千六百萬碼、又昭和十四年に於ては價額千十六萬圓、數量七千五百五十萬平方碼に止まることとなつた。更に協定第四に言及せられたる日米互惠條約に關する交渉は其後兩國政府間に進行はることなく間接に本邦の對米輸出貿易を一層不利ならしめた。之が爲め米國統計によるも本邦が米國輸入貿易上占むる地位は昭和四年には九・八%なりしものが、爾後漸減昭和七年には八・六%、昭和十二年には六・六%に減少した。尤も右比率は大戰前の明治四十三年乃至大正三年平均に於て總輸入額中の五・六%に比すれば幾分の進況を示し居り、又本邦よりの最主要輸入品たる生絲を

除外する場合にも昭和四年に於て一・三%なりしものが、大正八年には二・七%，昭和十二年には三・六%に増進した。

之に反し昭和四年世界恐慌期後に於ても米國より本邦に對する輸入は本邦綿業の發達の結果により米國綿花の輸入を増加し、又本邦産業の隆盛により其の基礎原料となるべき石油、木材、鐵鋼類殊に屑鐵の米國よりの輸入激増せるが爲め米國より本邦への輸入は益々増進した。其の勢ひの赴くところ本邦は米國に對し大輸出超過國なりしが、米國は本邦に對し大輸入超過國となつた。即ち昭和七年に於ける米國より本邦への輸入額五億一千萬圓（同上比率三割六分）に上り、日米間貿易は始めて入超額に轉換せるが、其後に於ける米國よりの輸入額は益々増加し、昭和九年には七億六千九百萬圓（同上比率三割四分）、又支那事變を受けたる昭和十二年には十二億七千萬圓（同上比率三割四分）に激増し、其の入超額實に五億九千萬圓の巨額を示し、右情勢は其後に於ける第二次歐洲戰爭勃發後も繼續し、昭和十四年七月二十六日米國よりせる日米通商航海條約廢棄通告後に於ても、滿期後兩國政府に於て相手國產品に對し國法により最惠國待遇を附與せるが故に差したる影響を見なかつた。之を米國側統計に付て見るも米國より本邦への輸出額は昭和四年に於て米國總輸出額に對し四・九%を占めたるものが、昭和八年には八・九%昭和十二年には八・六%に增加し、昭和十四年にも七・三%を示した。（大戰前明治四三一大正三年平均は二・一%）更に米國より本邦への最主要輸出品たる棉花を除外する場合に於ては昭和四年には二・三%のものが、昭和八年には二・八%、更に昭和十二年には六・〇%、昭和十四年には六・一%に增加した。（大戰前明治四三一大正三年平均に於ては一・二%）以て太平洋戰爭前軍需物資の供給に付本邦は益々米國に依存し居たる實情を語ると共に、昭和十五年以後に於ける米國の禁輸が日本に對し如何に大なる影響を與えたるかを推察せしめるに足る。昭和十五年後に至り日米貿易關係は最惡の狀態に入つた。蓋し支那事變に關連して現地に於ける日米の摩擦が増大し、十五年三月三十日日本は汪国民政府

を承認する外、同年九月二十七日には日獨伊三國同盟條約、同年十一月三十日には日華基本條約の調印せらるゝあり、旁々日米國交關係は益々不良となつたが、翌昭和十六年七月二十九日、日佛印共同防衛協定成立し、南部佛印に日本軍の進駐するや、日米國交は危殆に陥り、終に同年十二月八日太平洋戰爭に突入することとなつたからである。之より先米國に於ては上記の通り昭和十四年七月二十六日付を以て明治四十四年二月二十一日調印の日米通商航海條約の廢棄通告をなし、同條約は六ヶ月後の昭和十五年一月二十六日を以て其の效力を失ふこととなつた。蓋し米國に於て右措置を探りたる理由は、條約の失效により、其後必要と認むる場合に本邦國民、貨物及び船舶に對し經濟上差別的措置をとるの自由を留保せんが爲めである。米國は日本の支那及第二次歐洲戰爭に對する態度を悦ばざるを以て右様強硬なる措置を以て其の反省を求めるとするにあつた。然るに日本政府に於ては右米國政府の態度に介意することなく、曩に昭和十三年十二月二十二日近衛内閣が支那事變解決に關する三原則を宣言して以來、日本は世界新秩序建設の爲め東亞の盟主として東亞の安定及恒久的平和を計るべきであるとなし、他面昭和十五年九月二十七日に至り同十一年十一月二十五日調印の日獨防共協定を強化して日獨伊三國同盟條約を締結し、日本は東亞に於て、獨伊は歐洲に於て、各々政治的經濟的指導權を有すべきことを認め合つた。右に對抗する爲に米國政府に於ては既に昭和十二年十一月「ブラッセル」に於て華府九國條約會議を招集して支那事變に關する本邦の態度を牽制せんとせしが、其の效なきを見て昭和十五年一月二十五日六億弗の海軍擴張費を内容とする「ヴィインソン」案を成立せしめ、同年三月十四日米國上院は一旦對日禁輸案の審議を延期せるも六月四日には行政命令を以て工作機械の禁輸實施を決定し、同十二月には十四億九千萬弗の海軍豫算案に大統領の署名を了し、同十七日には六億五千五百萬弗を以てする第三次「ヴィインソン」案成立、更に七月二十五日大統領は日本に對し致命的打擊を與ふる石油、屑鐵等を輸出許可必要品目中に追加した。英吉利、和蘭等の諸國も米國の慾慮に應じて對日軍需物資に對し共同的禁輸を實行し、終に昭和十六

年七月二十六日日本軍の南部佛印進駐に關する日佛協定成立を機とし在米日本資本の凍結を行ひ、茲に日米兩國間に於て全面的經濟關係の破裂を見たるが、英國は七月二十六日、蘭領印度は同二十八日孰れも米國に倣つて對日資金の全面的凍結を行ふに至つた。斯かる危機を解消せんが爲、日米交渉に對して最後の努力がなされたが、遂に妥結を見ず、十二月八日日本の對米英宣戰となつたことは周知の通である。

第九十一表 日米貿易額推移表

備考

一 本表は本邦貿易年表より作成す。

二 單位は百萬圓とす。

三 對米爲替相場の平價は四九弗八四六とし、大正十二年九月一日關東震災後圓貨下落、昭和五年一月十一日金本位回復、同年六十二月十三日金本位離脱後昭和十二年八月二十五日金一圓の純金量を〇・七五「グラム」より〇・二九「グラム」に引下ぐ。然るに米弗は昭和九年一月三十一日一六九分の一〇〇に引下ぐるに付新圓の舊弗に對する平價は一九弗二七四、又新圓の新弗に對する平價は三二弗五七三に相當す。

四 輸出入額欄側括弧内の數字は本邦總輸出額、又は總輸入額に對する比率とす。

年 次	輸出額	輸入額	輸出入差額	(對米爲替相場 百圓に付)	
				(出超)	(入超)
大 正 二 年	(二九・二%)	(二六・八%)	(二二二・四)	六二・一	四九・五二
一 四 一 昭和四年	(三〇・九%)	(一九六・五)	(一六・二%)	九九・七	四九・三四
昭 和 四 年	(一九一・四%)	(一九六・八)	(一六・二%)		
五 年	(四三・五%)	(四一・一%)	(四一・一%)	六四・六	五〇・四一
六 年	(五〇・六%)	(四四・五%)	(三三・一%)		
七 年	(三四・四%)	(三七・一%)	(二二七・三%)		
八 年	(三四・五%)	(三四・二%)	(二二七・三%)		
九 年	(三五・六%)	(三四・一%)	(二二七・三%)		
一〇 年	(三五・九%)	(三三・七%)	(二二七・三%)		
一一 年	(三六・五%)	(三三・六%)	(二二七・三%)		
一二 年	(三六・九%)	(三三・六%)	(二二七・三%)		
一三 年	(三九・一%)	(三三・六%)	(二二七・三%)		
一四 年	(四二・五%)	(三三・六%)	(二二七・三%)		
一五 年	(一七・九%)	(三三・四%)	(二二七・三%)		

